

## 船舶事故調査報告書

令和5年2月22日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和3年11月3日 14時50分ごろ
発生場所	明石海峡 <small>はりまたるみ</small> 播磨垂水港南防波堤西灯台から真方位234° 1,570m付近 （概位 北緯34° 36.9′ 東経135° 01.9′）
事故の概要	遊漁船 <small>まづな</small> 絆奈丸は、船首を南西方に向けて漂泊中、また、プレジャーボート <small>チャレンジ</small> CHALLENGEは、南西進中、両船が衝突した。 絆奈丸は、船尾外板に破口を生じた。
事故調査の経過	令和3年11月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 絆奈丸、9.1トン 260-49558兵庫、一般社団法人兵庫県漁船リース協会 16.93m (Lr) × 3.66m × 1.11m、FRP ディーゼル機関、470.70kW、平成30年4月 B プレジャーボート CHALLENGE、2.6トン 250-57697大阪、株式会社リアンズ 6.45m (Lr) × 2.42m × 0.99m、FRP ガソリン機関（船外機）、147.1kW、平成28年1月
乗組員等に関する情報	A 船長A 35歳 一級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成17年2月14日 免許証交付日 令和2年4月20日 （令和7年4月19日まで有効） B 船長B 33歳 二級小型船舶操縦士、特殊小型船舶操縦士 免許登録日 令和2年7月20日 免許証交付日 令和2年7月20日 （令和7年7月19日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 船尾外板に破口 B なし

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 2、視界 良好  海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期、潮流 東南東流約2.8ノット (kn)</p>
<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客10人を乗せて、遊漁の目的で、令和3年11月3日13時00分ごろ兵庫県淡路市<sup>いくぼ</sup>育波漁港を出航した。</p> <p>A船は、兵庫県神戸市垂水沖の釣り場に到着後、船長Aが船首を南西方に向け機関を中立とし、漂泊して遊漁を始めた。</p> <p>船長Aは、操縦室右舷側の椅子に腰を掛け、釣り客の様子を確認しながら、本船が潮流で東南東方に流されると手動操舵で潮上りを繰り返していた。</p> <p>船長Aは、船首部左舷側の釣り客に魚が掛かったため、たも網を持って操縦室左舷側にある遠隔操縦装置の横に移動して船首方の釣り客を見ていた際、船尾部の釣り客から「危ない」という声が聞こえた直後に衝撃を感じ、船尾方を見たところ、B船を認め、船尾部とB船の船首部とが衝突したことを知った。(写真1 参照)</p> <div data-bbox="746 936 1118 1323" data-label="Image"> </div> <p>写真1 衝突時の船長Aの立ち位置 (再現)</p> <p>船長Aは、釣り客及びB船乗船者の安否、並びにA船の損傷状況を確認した後、本事故の発生を118番通報して育波漁港に帰航した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人(以下「同乗者」という。)4人を乗せて、釣りの目的で、05時00分ごろ大阪府泉佐野市所在のマリーナを出航した。</p> <p>B船は、07時00分ごろ垂水沖に到着し、船長Bが船首を南西方に向け機関を中立とし、漂泊して流し釣りを始めた。</p> <p>船長Bは、14時49分ごろ、B船の近くで釣りをしている船舶が数隻いたので、一旦釣り場から離れて釣り具を片付けてから帰航しようと思い、操縦室に入らず操縦室後方にある遠隔操縦装置の位置に立ち、機関を始動して南西進を始めた。(写真2参照)</p>

	<div data-bbox="810 181 1173 719" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="815 734 1157 770">写真2 船長Bの操船位置</p> <p data-bbox="547 831 1430 1010">船長Bは、約10knの対地速力に達した14時50分ごろ、船首部の同乗者から「危ない」という声を聞き、機関を後進としたが衝撃を感じ、船首方を見たところ、A船を認め、船首部とA船の船尾部とが衝突したことを知った。</p> <p data-bbox="547 1023 1430 1106">船長Bは、B船同乗者及びA船乗船者の安否、並びにA船の損傷状況を確認してマリーナに帰航した。</p> <p data-bbox="563 1120 1430 1202">(付図1 事故発生経過概略図、写真3 A船、写真4 B船 参照)</p>
<p data-bbox="193 1218 363 1249">その他の事項</p>	<p data-bbox="547 1218 1430 1346">船長Aは、潮上りを行う他船が漂流中のA船を避けていたこれまでの経験から、航行中の他船がいれば、漂流中のA船を避けてくれると思い、船首方の釣り客の釣果に意識を向けていた。</p> <p data-bbox="547 1359 1430 1487">船長Bは、船尾部で釣りをしているときに周囲を見渡した際、数隻の船舶を認めていたが、船首方にいたA船の存在に気付かず、船首方に他船はいないと思っていた。</p> <p data-bbox="547 1500 1430 1771">船長Bは、ふだん操縦室に入って操船していたが、釣り場から離れるだけの短い移動と思い、操縦室に入らず操縦室後方の遠隔操縦装置の位置で操船したので、操縦室後方から操縦室の窓ガラス越しに船首方を見ていたことに加え、船首部に同乗者2人がいて船首方が見えづらく、操縦室に入って船首方を見て操船していれば、A船を視認できていたのではないかと本事故後に思った。</p>
<p data-bbox="164 1794 225 1825">分析</p> <p data-bbox="193 1839 392 1870">乗組員等の関与</p> <p data-bbox="193 1883 448 1915">船体・機関等の関与</p> <p data-bbox="193 1928 448 1960">気象・海象等の関与</p> <p data-bbox="193 1973 448 2004">判明した事項の解析</p>	<p data-bbox="547 1839 799 1870">A あり、B あり</p> <p data-bbox="547 1883 799 1915">A なし、B なし</p> <p data-bbox="547 1928 799 1960">A なし、B なし</p> <p data-bbox="547 1973 1430 2065">A船は、明石海峡において船首を南西方に向けて漂流中、船長Aが、航行中の他船が漂流中のA船を避けて航行すると思い、船首方の</p>

	<p>釣り客の釣果に意識を向けていたことから、船尾方から接近するB船の存在に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、明石海峡において南西進中、船長Bが、船首方に他船はいないと思い、操縦室後方から操縦室の窓ガラス越しに船首方を見ていたことに加え、船首部に同乗者2人がいて船首方が見えづらい操縦室後方で操船を続けたことから、船首方で漂泊中のA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、船尾部で釣りをしているときに周囲を見渡した際、船首方のA船に気が付かなかったことから、船首方に他船はいないと思ったものと考えられる。</p> <p>船長Bは、釣り場から離れて釣り具を片付けるだけの短い移動とっていたことから、操縦室に入らず、船首方が見えづらい操縦室後方の遠隔操縦装置の位置で操船を続けたものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、明石海峡において、A船が船首を南西方に向けて漂泊中、B船が南西進中、船長Aが、航行中の他船が漂泊中のA船を避けて航行すると思い、船首方の釣り客の釣果に意識を向け、また、船長Bが、船首方に他船はいないと思い、船首方が見えづらい操縦室後方で操船を続けたため、互いに接近していることに気付かず、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遊漁船の船長は、漂泊中、他船が自船を避けて航行するとは思わず、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。</li> <li>・ 小型船舶の船長は、船首方に他船はいないと思わず、船首方をはじめ周囲の状況を目視により十分に確認して航行すること。</li> <li>・ 小型船舶の船長は、周囲に他船がいる場合、短い距離の移動でも十分に目視で全周が確認できる位置で適切な操船を行うこと。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

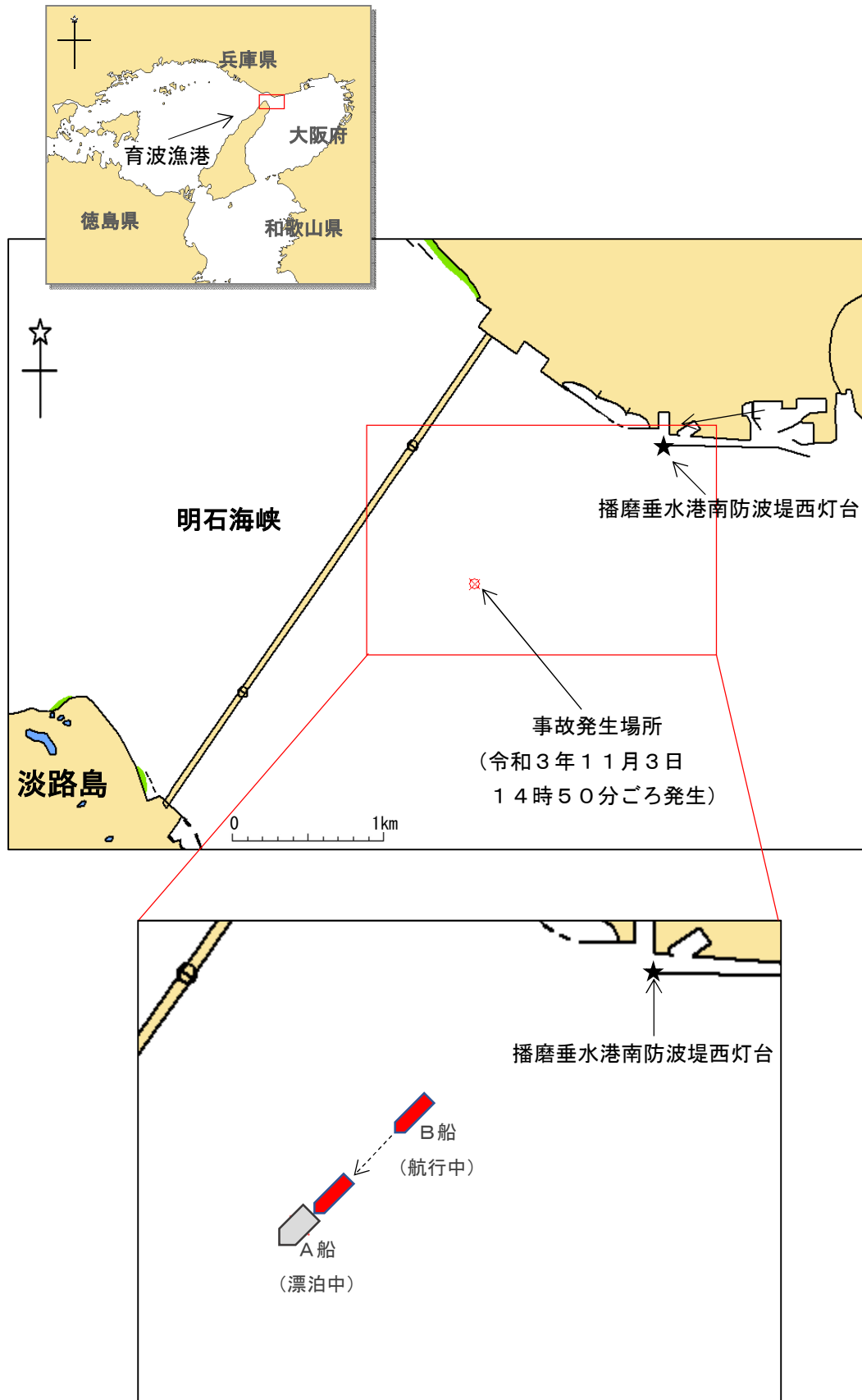


写真3 A船



写真4 B船

